

会員企業代表者各位

一般社団法人 日本自動車部品工業会  
副会長・総務委員長 齋藤 克巳  
(捺印省略)

## **適正取引推進に向けた「自主行動計画」、「徹底プラン」改訂について**

平素より日本自動車部品工業会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本自動車部品工業会（以下、部工会）では、「自主行動計画」とその実効性を高めるための「徹底プラン」に沿った適正取引推進、襟を正す活動を会員企業の皆様をお願いして参りました。

その後、自動車・自動車部品業界は、下請法違反による公正取引委員会からの勧告を相次いで受けるなど、自動車・部品業界に対する厳しい目と一層の法令遵守、襟を正す活動の推進が求められる中で、本年 5 月には、会員企業の皆様に昨今の政府対応を踏まえた法令順守状況の自己点検のお願いをしたところです。

今般、政府による「労務費指針の策定」、「下請中小企業振興法の振興基準の改訂」に基づいた「自動車産業適正取引ガイドライン」の改訂および自動車業界が公取から勧告を受けた事案に関連する下請代金支払遅延等防止法の記載事項（親事業者の禁止行為）の追加等を、部工会の取引適正化の方針・考え方を示した「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画(以下、「自主行動計画」)、とその実行性を高めるための「徹底プラン」に反映した改訂案を総務委員会の審議にてご承認いただきましたので、ご報告申し上げます。

### **【改訂の要旨】**

・部工会は、6 月 14 日に取引適正化の方針・考え方を示した自主行動計画とその実効性を高めるための「徹底プラン」を改訂。

・今回の改訂は、以下の考え方に基づき実施。

- ① 政府による「労務費指針の策定」の反映
- ② 「下請中小企業振興法振興基準の改訂」に基づいた「自動車産業適正取引ガイドライン」の改訂部分の反映
- ③ 自動車業界が公取から勧告を受けた事案に関連する下請法に関する運用基準の記載事項（親事業者の禁止行為）を自主行動計画に追加

\*詳細は、次頁及び添付の「自主行動計画」、「徹底プラン」をご確認願います。

・本改訂においては、日本自動車工業会（以下「自工会」）と協議の上、自動車・部品業界として歩調を合わせて対応。

・会員企業の皆様におかれましては、今回改訂した「自主行動計画」、「徹底プラン」について、経営層の皆様だけでなく、仕入先と取り引きする全ての部署の実務担当者、更にはグループ企業の経営層、実務担当者の皆様にもご理解、課題認識を共有いただき、改めて適正取引実現に向けたと取組み、襟を正す活動の一層の推進をお願いしたい。

## 《自主行動計画改訂部分》

## 自主行動計画改訂（改訂部分網掛け）

No.	改訂項目	改訂内容
1	前文	「適正取引は全ての取引の土台である」考え方を記載
2	取引対価の協議に関する望ましくない事例	協議に関する振興基準の内容を記載
3	原価低減要請に関する望ましくない事例	原価低減要請に関する振興基準の内容を記載
4	労務費の転嫁	労務費の転嫁に関する政府の労務費指針を記載
5	全額転嫁	原材料、エネルギー費の全額転嫁を目指す振興基準の内容を記載
6	型取引の適正化	型の無償保管に関する下請法に関する運用基準を記載
7	下請代金支払の適正化（手形 60 日、下請法対象以外の大企業間取引）	代金支払に関する下請法指導基準を記載
8	親事業者の義務・禁止行為の遵守	下請法 親事業者の禁止行為（11 項目）を記載

## 《徹底プラン改訂部分》

## 徹底プラン改訂（改訂部分網掛け）

No.	改訂項目	改訂内容
1	前文	改訂タイミングを記載
2	取引対価・価格交渉	原材料、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨を記載
3	型取引	型の無償保管

本改訂においては、自工会と協議の上、自動車・部品業界として歩調を合わせた対応としております。

会員企業の皆様におかれましては、今回改訂した「自主行動計画」、「徹底プラン」について、経営層の皆様だけでなく、仕入先と取引引きする全ての部署の実務担当者、更にはグループ企業の経営層、実務担当者の皆様にもご理解、課題認識を共有いただき、改めて適正取引実現に向けたと取組み、襟を正す活動の一層の推進をお願いいたします。

敬具

（ご参考）

- ・ 部工会「自主行動計画」「徹底プラン」改訂  
[https://www.japia.or.jp/topics\\_detail1/id=4987](https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=4987)
- ・ 自工会「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画と徹底プランの改訂」  
[https://www.jama.or.jp/release/news\\_release/2024/2577/](https://www.jama.or.jp/release/news_release/2024/2577/)
- ・ 内閣官房/公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/nyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>
- ・ 中小企業庁「下請中小企業振興法振興基準」（令和6年3月25日）  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf>
- ・ 公正取引委員会「下請法に関する運用基準」  
<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/nyou.html>
- ・ 経済産業省「自動車産業適正取引ガイドライン」  
[02\\_automobile.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/02_automobile.pdf)
- ・ 中小企業庁・公正取引委員会「下請中小企業振興法振興基準」下請代金の支払手段について  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan/zenbun.pdf>

### ■ 本件問合せ先

（一社）日本自動車部品工業会 業務部 持丸、田中、山本  
TEL 03-3445-4214(業務部) E-mail [gyoumu@japia.or.jp](mailto:gyoumu@japia.or.jp)

以上